

12 月 2 日から従来の健康保険証は使用できなくなります ～12 月 2 日以降の医療機関等へのかかり方について～

2024 年 12 月 2 日から従来の健康保険証の発行が廃止され、マイナ保険証(※)を基本とする仕組みに移行しました。

今年 12 月 1 日までの 1 年間は、経過措置期間として従来の健康保険証も併用できましたが、12 月 2 日以降は使用できなくなります。

12 月 2 日以降の医療機関等へ受診方法は、下記のようになります。

(※)マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録が完了したマイナンバーカードのこと。

(受診方法①) マイナ保険証をお持ちの方 : **マイナ保険証で受診**

医療機関等を受診の際は、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証で、医療機関等の顔認証付きカードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

マイナ保険証を利用する際に、何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、マイナンバーカードと、マイナポータルの資格情報画面(ダウンロードした PDF ファイルも可)または「資格情報のお知らせ」をセットで提示することにより、受診することができます。

詳しくはこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50657.html

(受診方法②) マイナ保険証をお持ちでない方 : **資格確認書で受診**

マイナ保険証をお持ちでない方には、12 月 1 日までに資格確認書をお送りします。
医療機関等を受診の際は、資格確認書を窓口で提示してください。

- ◆ 従来の健康保険証(または有効期限が「令和 7 年 12 月 1 日」の資格確認書)の返却は不要です。12 月 2 日以降ご自身で破棄してください。
破棄の際は、氏名、記号、番号、保険者番号などの個人情報を読み取れないように、細断するなどして適切に処分をお願いします。

資格確認書の送付について

- 資格確認書は、健保組合がデータに基づき発行しますので、ご自身からの発行申請は不要です。
- 資格確認書は、11 月以降、お勤め先の事業所からお渡しします。具体的な送付時期・送付方法等はお勤め先の事業所から発信される案内をご確認ください。
- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしている方(=マイナ保険証をお持ちの方)には、資格確認書をお送りしません。
マイナ保険証の利用登録状況は、マイナポータルで確認できます。

詳しくはこちら <https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623>

マイナ保険証の利用登録をお願いします。

より良い医療を受けられるため、及び各種手続きをより便利にするため、マイナ保険証の利用をお願いしております。まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひマイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をお願いします。

詳しくはこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

《マイナ保険証・マイナポータル・電子証明書・マイナンバーカードなどに関するお問い合わせ》

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp>

お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178
※一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250
におかけください。
平日9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30(年末年始除く)

《上記以外のお問い合わせ》

フジクラ健康保険組合 hokensho.haishi@jp.fujikura.com

※ご連絡の際は、①保険証記号・番号 ②氏名(フルネーム)を必ずご記載ください。